

研究活動における不正行為の防止策について

国立長寿医療研究センター

○投稿前の論文の確認

2016年1月以降、投稿する本センターの英語の原著論文を対象に、文章の剽窃（ひょうせつ）及び実験画像データを確認するシステムを導入。

- ① 文書の重複を検出するソフトウェアによって、文章の剽窃や引用もれをチェックする。
- ② 外部業者により、画像の不自然な箇所を検出するソフトウェアと専門家の目視で不正の可能性をチェックする。
- ③ ①、②により不適切な部分があった場合は、論文の責任著者が対応し、部署長等が対応の報告を受ける。

○法令順守を含めた内部統制推進体制の整備

新たに、内部統制の推進のため、関係規程を策定し、委員会、推進部等の組織を設けて、法令遵守状況を組織的にモニタリングする体制を構築した。

研究不正の防止については、研究倫理教育の受講状況、投稿前の論文の確認の結果などについて、この場で定期的に確認する。

○不正防止計画、行動規範の改正

今回の不正事案を踏まえ、今年1月に改正を実施。

- ・不正防止計画において、内部統制推進体制の一環とすることを掲げ、研究倫理教育の受講状況の確認等を実施することとした。
- ・行動規範に具体的な不正行為を掲げ、その防止を規定。

○研究倫理教育の実施

毎年1回以上行われている研究倫理研修に加え、当分の間、研究不正防止に特化した研修を開催し、研究担当職員に受講を義務付け。（未受講者はビデオで補講。）